

別表1（第3条関係）

助成事業	助成対象者	対象経費
緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	<p>市町村（京都市以外の市町村については、設置者の場合に限る。）及び府の区域（京都市の区域を除く。）に所在する新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等（休業要請を受けたものを含む。）で、以下のいずれかに該当するもの（福祉用具貸与事業所については7に該当する場合に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。） 2 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 3 府又は京都市が休業要請を行った通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 4 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（1及び2に該当する場合を除く。） 5 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等 6 1及び3に該当しない以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所 7 以下のいずれかに該当する者の利用者の受け入れや、応援職員の派遣を行った介護サービス事業所等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1又は3に該当する介護サービス事業所等 (2) 感染症の拡大防止の観点から必要があり自主的に休業した介護サービス事業所等 	<p>助成対象者が感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（京都市が助成金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を実施するために要する経費に対して京都市が交付する助成金に要する経費）</p> <p>対象経費の例は別表2のとおり</p>